

受 令和 6 年 11 月 26 日  
付 (午前)・午後 10 時 07 分

一般質問（代表・個人） 通告書

令和 6 年 11 月 26 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 勝股修二

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 12 月定例会において  
別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

|   |                                          |
|---|------------------------------------------|
|   | 1 回目 一括質問、一括答弁<br>再質問以降 質問事項（大項目）ごとに一問一答 |
| ○ | 1 回目から 質問事項（大項目）ごとに一問一答                  |

↑ 選択する方法に○を付す。



※ 申し合わせ事項に留意する。

質 問 事 項

地域共生社会や地域包括ケアシステムの実現に向けて、支え合いの実現と想定される危険性について

No. 2

要

III]

超高齢化社会に向けて社会保障費の負担が大きな問題となっている。介護費用の総額は14兆円を超え、今後も膨らんでいくと予想され、介護保険料も年々増加の一途をたどっている。これ以上の社会保障負担の増加を抑制し、次世代への負債を残さないためには、地域共生社会の実現や、地域包括ケアシステムの構築が不可欠であると言われている。つまり、そのためには公的サービスだけではなく、地域や友人との助け合い、支え合いである「互助」が必要になるが、権利意識の高まりにより互助を妨げる様々な問題も生じている。そこで、地域共生社会実現への本市の取組と、互助において想定される危険性について伺う。

- (1) 介護施設等における事故と苦情相談対応について

- (2) あさひ生活応援サービス事業について

ア これまでの事故事例について

イ 事業実施における問題点（困り事）について

- (3) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）第2層の配置について

- #### (4) 市民活動保険の活用について

- (5) 認知症高齢者等個人賠償責任保険について

※ 申し合わせ事項に留意する。